

道路占用許可申請書

(整理番号)

新規	変更		岩土第	号
			令和	年 月 日

道路管理者
岩沼市長 殿

令和 年 月 日

〒 -

住所
氏名 _____

担当者 _____

TEL () -

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用の目的				
占用の場所	路線名	市道	線	車道・歩道・その他 通行止
	場所	岩沼市		
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	許可日から	日間	占用物件の構造	別添仕様書・設計書のとおり
	令和 年 月 日まで			
工事の期間	令和 年 月 日から	日間	道路の復旧方法	指定のとおり
	令和 年 月 日まで		道路の占用料	指定のとおり
添付書類	位置図・平面図・横断図・構造図・保安施設設置図・緊急時連絡体制表・写真・その他			
備考	※網かけの部分必ず記入して下さい。			
	(連絡先) 岩沼市役所建設部土木課維持係 TEL (0223) 23-0604			

記載事項

- | | | |
|----|----|--|
| 新規 | 変更 | |
|----|----|--|

 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
又、記載以外の申請（継続・廃止・更新）については空欄に記入すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合、該当するものを○で囲むこと。

(整理番号)

道路占用許可書(控)

新規	変更		岩土第	号
			令和	年 月 日

令和 年 月 日

(申請者) 〒 -

住所
氏名

担当者

TEL () -

占用の目的				
占用の場所	路線名	市道	線	車道・歩道・その他
	場所	岩沼市		
占用物件	名	称	規	模
占用の期間	許可日から	日間	占用物件の構造	別添仕様書・設計書のとおり
	令和 年 月 日まで			
工事の期間	令和 年 月 日から	日間	道路の復旧方法	指定のとおり
	令和 年 月 日まで		道路の占用料	指定のとおり
添付書類	位置図・平面図・横断図・構造図・保安施設設置図・緊急時連絡体制表・写真・その他			
占用料	当該年度	(算定) 月 本		
		¥	円	m 当り 円
				年 m ²
	翌年度から	¥	円	円÷12月 = 円/月
				円×月× = 円也
(履行期限) 納入通知書により指定する期限				

令和 年 月 日 付けで申請のありました占用については、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項
第32条第3項
の規定により、別紙の条件をつけて許可します。

道路管理者 岩沼市長 印

- この道路占用許可について不服のあるときは、この許可を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、岩沼市長に審査請求することができます。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分について岩沼市長に対する審査請求を行った場合には、この審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に岩沼市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

別紙条件

1. 占用料金は岩沼市長（以下「市長」という。）の発行する納入通知書により指定期限内に納入すること。納入期限までに納入しなかった場合は、岩沼市督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和40年条例第25号）により延滞金等を徴収するものとする。
 2. 工事着手前に道路交通法第77条第1項の規定により岩沼警察署長の許可を受け、別紙様式により「着工届」を提出し細部打合せの上、着工すること。「着工届」は、位置図及び道路使用許可書の写しを添付して提出すること。
 3. 工事は全て道路管理者の指示・監督に従って施工し、工事期間中は現場に責任者を常駐させなければならない。
 4. 占用期間中において、道路に関する工事等によるやむを得ない必要が生じた場合は、占用物件の除却、改築、移転等を命ずることがある。（この場合の費用については、占用者の負担とする。）
 5. この占用工事のため、又はこの占用に起因して道路（付属物を含む）並びに第三者に損害を与えた場合は占用者の負担において原形復旧並びに損害の補償を行うこと。（工事に伴う苦情等についても同様に処理すること）
 6. 工事の実施に当たっては、一般交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、危険防止のため工事箇所道路に道路工事標示板、道路標識、安全柵等（夜間に当たっては赤色灯）の保安設備を設置すること。
 7. 掘削工事の施工については、次の各号によること。
 - イ) 掘削については、当日中に埋戻し得る程度を目安として最小限にとどめ、みぞ掘、つぼ掘、えぐり掘は行わないこと。
 - ロ) 掘削した土砂については、交通の支障にならないよう一時堆積するものとし順次、残土運搬を行うこと。
 - ハ) 舗装部分の掘削については、コンクリートカッター等で丁寧に切り取る。また、舗装切断による汚泥等については、回収し処分すること。
 - ニ) 道路横断の場合は、一部の掘削が終わり、これに交通に支障のない措置を講じた後、他の片側の作業を始めること。
 - ホ) 埋戻しについては、良質土（砂質系）を使用の上、ランマー、タンバ等の機械にて各層20cm以内の巻きだし厚で後日沈下が生ずることのないように転圧すること。
 - ヘ) 路床を掘削した場合、舗装本復旧の養生期間として仮復旧から30日以上期間を置くこと。
 8. 掘削箇所の舗装部分の復旧については、道路管理者の指示によるものとする。また、掘削箇所の舗装構成が申請時と現況で相違があった場合については、道路管理者と協議すること。
 9. 占用物件は道路管理上並びに交通上、支障を生じないように維持管理し、占用物件の修繕のため工事を行う場合は道路管理者の許可を得て行うこと。
 10. 工事完了後は、工事施工写真（着手前・施工中・完了後）を添えて別紙様式により「しゅん工届」を速やかに提出し検査を受けること。
 11. しゅん工届提出後の検査結果が不合格の場合は、道路管理者の指示に従い工事のやり直し及び再検査を受けること。
 12. 本復旧までの間、道路の維持管理については責任を持って努めるとともに、工事のため申請箇所以外の道路部分が破損した場合は、その箇所をも占用者の責任において修繕すること。
 13. 工事完了後においては、残土、残材料等があるときは速やかに道路敷地外に搬出し、付近を清浄に仕上げること。
 14. 官民境界にかかるものについては、占用者の負担において着工前に市建設部土木課建設総務係立会いの上、境界を確認して工事を行い、工事完了後に境界を復旧すること。
 15. 既設構造物（地下埋設物を含む）については、事故防止のため占用者間で事前に協議（近接協議）し施工方法等について打合せすること。
 16. 工事のため車両通行止等の交通制限をする場合は、場所、日時等を付近住民、消防署等へ周知徹底を図ること。
 17. 瑕疵期間については2年間とし、占用工事が起因すると認められ、維持管理上支障がある場合は占用者の負担において手直し補修すること。
 18. 前項の規定にかかわらず、その損傷が明らかに占用者の復旧工事の施工瑕疵に起因するものであると認められるときは、前項で定める期間の経過後であっても、その損傷を補修しなければならない。
 19. 既に許可を受けて歩道の地下に埋設している物件で、道路法第24条の申請により、車両の乗り入れ部が設けられるため、土被りが基準以下となる場合は、占用者の負担において防護措置を行うとともに、管路等の構造の変化に伴う道路占用許可申請を行うこと。
 20. 占用物件は占用者の負担において適正に管理し、占用の期間の更新時及び5年に1回、道路管理者に対して占用物件の安全性を確認した旨を報告すること。
 21. 占用期間満了後も引き続き占用しようとするときは、期間満了1ヶ月前までに許可書写しを添えて再申請すること。また、許可内容に変更が必要となった場合も、その旨の変更申請をすること。
 22. 占用期間が満了し、若しくは占用を廃止し、又は許可を取り消された場合は、道路占用許可申請をし、道路管理者の指示を受け、占用者の負担において道路を原形復旧すること。
 23. 本条件に違反した場合は、許可を取り消すものとする。
 24. その他
-

道路占用許可書

(整理番号)

新規	変更	岩土第	号
		令和	年 月 日

令和 年 月 日

(申請者)

住所
氏名

〒 -

担当者

TEL () -

占用の目的			
占用の場所	路線名	市道	線
	場所	岩沼市	
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	許可日から 令和 年 月 日まで	日間	占用物件の構造
			別添仕様書・設計書のとおり
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間	道路の復旧方法
			指定のとおり
			道路の占用料
			指定のとおり
添付書類	位置図・平面図・横断面図・構造図・保安施設設置図・緊急時連絡体制表・写真・その他		
占用料	当該年度	(算定) 月 本 円 円	m 当り 円
	翌年度から	円 円	円 ÷ 12 月 = 円/月 円 × 月 × = 円也
	(履行期限) 納入通知書により指定する期限		
令和 年 月 日 付けで申請のありました占用については、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項 第32条第3項 の規定により、別紙の条件をつけて許可します。 道路管理者 岩沼市長 印			
1 この道路占用許可について不服のあるときは、この許可を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、岩沼市長に審査請求することができます。 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分について岩沼市長に対する審査請求を行った場合には、この審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に岩沼市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。			

別紙条件

1. 占用料金は岩沼市長（以下「市長」という。）の発行する納入通知書により指定期限内に納入すること。納入期限までに納入しなかった場合は、岩沼市督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和40年条例第25号）により延滞金等を徴収するものとする。
 2. 工事着手前に道路交通法第77条第1項の規定により岩沼警察署長の許可を受け、別紙様式により「着工届」を提出し細部打合せの上、着工すること。「着工届」は、位置図及び道路使用許可書の写しを添付して提出すること。
 3. 工事は全て道路管理者の指示・監督に従って施工し、工事期間中は現場に責任者を常駐させなければならない。
 4. 占用期間中において、道路に関する工事等によるやむを得ない必要が生じた場合は、占用物件の除却、改築、移転等を命ずることがある。（この場合の費用については、占有者の負担とする。）
 5. この占用工事のため、又はこの占有に起因して道路（付属物を含む）並びに第三者に損害を与えた場合は占有者の負担において原形復旧並びに損害の補償を行うこと。（工事に伴う苦情等についても同様に処理すること）
 6. 工事の実施に当たっては、一般交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、危険防止のため工事箇所道路に道路工事標示板、道路標識、安全柵等（夜間に当たっては赤色灯）の保安設備を設置すること。
 7. 掘削工事の施工については、次の各号によること。
 - イ）掘削については、当日中に埋戻し得る程度を目安として最小限にとどめ、みぞ掘、つぼ掘、えぐり掘は行わないこと。
 - ロ）掘削した土砂については、交通の支障にならないよう一時堆積するものとし順次、残土運搬を行うこと。
 - ハ）舗装部分の掘削については、コンクリートカッター等で丁寧に取り除くこと。また、舗装切断による汚泥等については、回収し処分すること。
 - ニ）道路横断の場合は、一部の掘削が終わり、これに交通に支障のない措置を講じた後、他の片側の作業を始めること。
 - ホ）埋戻しについては、良質土（砂質系）を使用の上、ランマー、タンパ等の機械にて各層20cm以内の巻きだし厚で後日沈下が生ずることのないように転圧すること。
 - ヘ）路床を掘削した場合、舗装本復旧の養生期間として仮復旧から30日以上期間を置くこと。
 8. 掘削箇所の舗装部分の復旧については、道路管理者の指示によるものとする。また、掘削箇所の舗装構成が申請時と現況で相違があった場合については、道路管理者と協議すること。
 9. 占用物件は道路管理上並びに交通上、支障を生じないように維持管理し、占用物件の修繕のため工事を行う場合は道路管理者の許可を得て行うこと。
 10. 工事完了後は、工事施工写真（着手前・施工中・完了後）を添えて別紙様式により「しゅん工届」を速やかに提出し検査を受けること。
 11. しゅん工届提出後の検査結果が不合格の場合は、道路管理者の指示に従い工事のやり直し及び再検査を受けること。
 12. 本復旧までの間、道路の維持管理については責任を持って努めるとともに、工事のため申請箇所以外の道路部分が破損した場合は、その箇所をも占有者の責任において修繕すること。
 13. 工事完了後においては、残土、残材料等があるときは速やかに道路敷地外に搬出し、付近を清浄に仕上げること。
 14. 官民境界にかかるものについては、占有者の負担において着工前に市建設部土木課建設総務係立会いの上、境界を確認して工事を行い、工事完了後に境界を復旧すること。
 15. 既設構造物（地下埋設物を含む）については、事故防止のため占有者間で事前に協議（近接協議）し施工方法等について打合せすること。
 16. 工事のため車両通行止等の交通制限をする場合は、場所、日時等を付近住民、消防署等へ周知徹底を図ること。
 17. 瑕疵期間については2年間とし、占用工事が起因すると認められ、維持管理上支障がある場合は占有者の負担において手直し補修すること。
 18. 前項の規定にかかわらず、その損傷が明らかに占有者の復旧工事の施工瑕疵に起因するものであると認められるときは、前項で定める期間の経過後であっても、その損傷を補修しなければならない。
 19. 既に許可を受けて歩道の地下に埋設している物件で、道路法第24条の申請により、車両の乗り入れ部が設けられるため、土被りが基準以下となる場合は、占有者の負担において防護措置を行うとともに、管路等の構造の変化に伴う道路占用許可申請を行うこと。
 20. 占用物件は占有者の負担において適正に管理し、占用の期間の更新時及び5年に1回、道路管理者に対して占用物件の安全性を確認した旨を報告すること。
 21. 占用期間満了後も引き続き占有しようとするときは、期間満了1ヶ月前までに許可書写しを添えて再申請すること。また、許可内容に変更が必要となった場合も、その旨の変更申請をすること。
 22. 占用期間が満了し、若しくは占有を廃止し、又は許可を取り消された場合は、道路占用許可申請をし、道路管理者の指示を受け、占有者の負担において道路を原形復旧すること。
 23. 本条件に違反した場合は、許可を取り消すものとする。
 24. その他
-